

# マレーシア調査団報告書

## 海外協力委員会



マレーシア知的財産局にて

### 目次

1. はじめに...飯田伸行
2. 調査団の概要...牛木 護
3. 副団長旅行記...八田幹雄
4. マレーシア知財局訪問...上杉 浩
5. Ram Rais & Partners 訪問とディナー招待...前田厚司
6. Shearn Delamore & Co.訪問とバナナリーフディナー招待...井上 一
7. MIPA 訪問と昼食会招待...沼形義彰
8. AOTS と MINDS と JPAA との JOINT SEMINAR とディナー...箱田 篤, 藤田雅彦, 前田厚司, 中山健一, 功力妙子
9. MDC 訪問...牛木 護
10. SKRINE 事務所訪問...神田藤博

1. はじめに 飯田伸行

表題の調査団（以下、マレーシア知財調査団と略す）を担当するのは、海外協力委員会である（以下英文名 Overseas Cooperation Committee の頭文字をとって OCC と略す）。この委員会が前年度に企画した、マレーシア知的財産権事情調査団であるが、これに私が参加できる保証はあまりなかった。というのも、日本弁理士会で発足した当年度の最大の事業が、成立した新弁理士法（80年ぶり）の施行のための例規会則制定作業と言う名の、正副会長会（当初名称・理事会）はおろか日本弁理士会をあげての通年事業が控えていたからである。最終的には認可も取り、2001年1月

6日の施行日に完備することが絶対に条件付けられ、我々の使命とされていたからである。これは、単に直接の担当理事のみの問題では無いことを意味する。そのため会員の総意をまとめるべく12月の臨時総会も当初から予定されていた。同時に、この調査団のクアラルンプールへの出発日は、平成13年1月15日（月曜日）とされていた。上記諸事情のために、私の代表団参加が正式に決定したのは、12月の半ばすぎであった。具体的には会則認可日の12月25日以降である。これに参加する場合、団長として現地での諸行事、会合には、冒頭でスピーチを行うことがほぼ義務付けられており、それが合計約10回近くにのぼった。慣れないことであり、これは、実際に第1回のスピーチを現地特許庁の会議室でスタートさせるまでは重圧感となった。

いずれにせよ、調査団団員としての経験は、個人的に過去何度かあったが、団長は初めてである。終わってみれば得がたい経験であり、大いに刺激になったというのが終了した現在の実感である。又、幾つかの問題点も感じた。

### 概観

個別の報告記については、手慣れた、かつ、一騎当千の団員の方々が八田委員長を初めとしているお書きになるので、ここでは、重複を避けながら私なりの立場で、比較的自由に見聞や感想を述べさせてもらうことにする。特

に印象深かったのは、我々の現地訪問と行き違うようにして、マレーシアの現マハティール首相が、大阪を中心に短期訪日され、たまたま現地最終日の朝、ホテルのドア越しに差し入れられた分厚いニューズトレイタイムズの束を開いたら、一面トップ全段抜きの大活字で“Japan must lead Asia”Tokyo must work together with East Asian countries, says Dr. M とある活字が目飛び込んできたことである。因に現地マスコミでは、マハティール首相は Dr. M と呼ばれる。仄聞するところ、医学博士の称号をお持ちの故に親しみをこめてこう呼ばれているようである。このお話には、もう一つおまけがあり、正月8日の新たな成人の日に書店で同首相の最近著の和訳「アジアから日本への伝言」なる本（原題 MESSAGE TO JAPAN）を入手し読み始めていたところが、大阪で Dr. M と上記の訳者で香港在住の日本人ジャーナリスト加藤暁子氏によって翻訳刊行された直後であったことと、原著者と訳者が、出版記念をかねて前記英字紙に同席の顔写真入で紹介されていたことである。

今回調査団のもう一つのハイライトは、Multimedia Super Corridor(MSC)なる同国の野心的 IT 産業国際招致計画の「マレーシア版シリコンバレー」等とも呼ばれる所を1日ばかりで見学できたことである。まさに百聞は一見にしかずであったが、これも他の団員の方々の報告を参照されたい。因に、Dr. M については、1992年香港での欧州・東アジア経済フォーラムでの「日本なかりせば」演説や、少し前のルックイースト政策等からも我々日本人への深い思い入れが有る点で是非研究の必要ある人物であろう。ともあれ今回の実感は、「百聞は一見にしかず」である。便利なので、この諺の英語表現をときおり、スピーチに交え、下手なしゃれでもしゃれのうち、等と時折内心呟いていた。データ上で報告に添付されると思うが、この国の各種出願統計では、特許、商標を中心として（特に、商標出願は、累計数万件に達し、ここ数年の増加率は目をみはる）やはり自国人の出願率は、5%を切る程度と聞いている。これは、考えようにもよるが、出願へのインセンティブが保証されれば、出願増加の可能性が見込めるということでもある。反面で、起床等も日本人に比べて一種のユックリズムがみられるから容易でないともいえる。民族的には、マレー系、華人系等を主体にする多民族国家であり、そこに我々日本人の学ぶべきものが多々有るとも言える。

この文の終了にあたり、前記ニューズトレイタイムズの記事主要部を以下に引用し、紹介する。

若干のエピソード

この種の調査団は、訪問側にも受け入れ側にも日程上も準備上も不確定要素が多い。当然にハプニングが生じやすい。例えば、迎いのバスが交通渋滞で遅れたとか、面会する相手の代表が急に予定変更したとかである。初日のマレーシア特許庁訪問でも、マハティール首相による直前の急な閣議召集により長官不在となり、副長官代行に変わったなどである。第3日の途中で告げられた第4日（最終日）の日程変更では、7:00 ホテルフロント集合、7:15 出発というのもそれに類する。これは、先方の世話人である Skrine 事務所の骨折りで、マルチメディアスーパーコリドーを見るに際し、マハティール首相の新公邸を見学できる機会が出来たので日程を早めた結果である。この結果、前夜皆遅くまで飲みたいのを我慢して早く寝た甲斐があり、無事に MSC のアトマジャヤとサイバージャヤを見学できた。マハティール首相が目指すのは、2020年にマレーシア人が、先進国なみの所得水準に達することにある。この計画には、MSC もその一端の役割を担うべきものとされている。遅れたといわれながらの我が日本のいわゆる IT 基本法の制定（平成12年第150通常国会成立）との対比でも参考とすべき点があるとも言える。

ところで真冬の日本からくれば、クアラルンプールとは30度近い温度差があり、スピーチや講演の原稿の整理に追われる目でホテルの窓から見下ろせば、昼夜を問わず、宿泊客が悠々とプールで泳ぐ姿が見られた。次のときはもう少し楽な日程をと思わずにはいられない思いであった。

HP のウェブサイトについて言えば、MSC・MDCに限らず、MIPA (Malaysian Intellectual Property Association), MINDs (Malaysian Invention & Design Society), AOTS (The Association for Overseas Technical Scholarship) 等のどの知財関連団体も結構詳しいウェブサイトを持っているので、一度訪ねてみると参考になると思われる。逆に、日本弁理士会のHPも、可能な範囲で今後更に充実を迫られるであろう。尚、最近弁理士制度百周年委員会の手で完成した英文の100周年記念誌 (100 Years/The Patent Attorney System in Japan) をそれぞれの訪問先で配布したところ興味を持って受け入れてくれた。

ジョイントセミナーの講師を勤めた藤田、中山、前田の3人の団員にあっては、出発直前のギリギリまでテキスト作りで多忙を極めたものと思われるが、初め危惧した最後の質疑応答でも徐々に率直な、質疑と意見の交換がなされたとの実感があり、これ限りで終わることなく更に継続してこの種の機会が持てたら良いかなと思わせられた。

他の団員の方々の連絡役、モデレータ、リポーター等の

分担での成果は、この報告書でも明らかになるであろうが、今後更に継続的に努力頂けるものと期待する。帰国直後のAPEC、NON-APEC レセプションでマレーシアの訪問記を私のスピーチの一部に取り上げたところ、マレーシアのみならず他の国のトレイニ - のメンバーからも少なからず関心を示されたようである。最後にあたり、事情の許す限り、この知的財産権事情調査団計画が継続されることを願って私の報告を終わります。

## 2. 調査団の概要

牛木 護

海外協力委員会は、6年前に設置された。職務権限は工業所有権に関する国際的協力事業に関する調査並びに研究、上記事業に関する他団体との協議及び協力である。具体的にこれまでに行ってきた活動は、特許庁よりの委託事業で発明協会アジア太平洋工業所有権研修センターを窓口に行っているAPEC地域におけるIP専門家養成のための来日研修生に対する人的協力である。マレーシアからもこの間約100名の研修生が来日しており、当会では特許商標コースの講師派遣、事務所訪問、レセプションに研修生を招待しての国際交流、セミナー開催を行ってきた。さらに、来日研修生の研修効果が十分に得られているか、彼らがIP専門家として活動できる環境が整えられているかを検証するため、毎年調査団を派遣しセミナーレセプションを開催してきた。

これまでの訪問国は、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、メキシコ、それに今回のマレーシアである。

調査団出発を前に先ず窓口になってくれる事務所を2カ所選び、コンタクトしたところ、SHEARN DELAMORE & CO事務所のDATO KANDAN先生にお世話になることにした。KANDAN先生とは専ら神田藤博委員がコレポンをして準備をし、Ram Rais & Partnersとは前田厚司委員が担当した。各委員はご自分の担当する訪問先に対し、予め質問書を送っておき、訪問時に回答してもらいやすいように事前準備に努めた。また、訪問先の担当はなかったため、報告者にはないが、伴正昭委員には調査団の事実上のマネージャー役をお願いし、お土産の手配をはじめ会計面全般を担っていただいた。JTBや現地旅行社との連絡など旅行全般の手配を担っていただいた。また、上杉委員には写真、ビデオの労をとっていただいた。

### 2-1 派遣メンバー(14名)

日本弁理士会副会長 飯田伸行(団 長)  
海外協力委員会 委員 長 八田幹雄(副団長)

副委員長 牛木 護  
委 員 井上 一 上杉 浩  
神田藤博 功力妙子  
辻 實 中山健一  
沼形義彰 箱田 篤  
伴 正昭 藤田雅彦  
前田厚司

### 2-2 日程 平成13年1月15日(月)~1月20日(土) (5泊6日)

1月15日(月)移動日  
[成田発]12:55 JL723 クアラルンプール着19:25  
[関空発]11:50 JL721 SG 経由 クアラルンプール着19:45  
1月16日(火)視察  
10:00 - 12:00 マレーシア知的財産局訪問(副局長らとの懇談)  
12:30 - 14:30 知財局関係者招待昼食会(ロイヤル・セランゴールクラブ)  
14:30 - 16:30 Ram Rais & Partners 事務所訪問  
17:00 - Shearn Delamore & Co.事務所訪問  
18:00 - Shearn Delamore & Co.招待夕食会(at the Lotus Restaurant)  
1月17日(水)視察  
10:00 - MIPA(マレーシア知的財産協会),APAA マレーシア部会訪問  
12:00 - 14:30 Lunch MIPA 招待昼食会  
15:00 - 18:00 日本弁理士会とマレーシア MINDS, AOTS ALUMINI との来日研修生対象のジョイントセミナー(ヒルトンホテル)  
18:30 - 来日研修生らとの夕食会(調査団主催)  
1月18日(木)視察  
10:00 - マルチメディア・スーパー・コリド(MSC)のMDC訪問  
11:00 - 14:30 Skrine 事務所訪問  
18:00 - Ram Rais & Partners 招待夕食会  
1月19日(金)予備日+移動  
[成田行]23:00 クアラルンプール発 JL724  
[関空行]21:10 クアラルンプール発 JL722SG 経由  
1月20日(土)移動  
06:25 成田着 06:25 関空着

\*宿泊先:(1)1月15日(月)~18日(木)は

MANDARIN ORIENTAL KUALA LUMPUL  
KUALA LUMPUL CITY CENTER, 50088,

KUALA LUMPUR, MALAYSIA

TEL:60-3-3808888 FAX:60-3-3808833

(2)1月19日(金)は、機中泊

### 3. 副団長旅行記

八田幹雄

今年度の海外協力委員会の調査団派遣先として、マレーシアを決定し、その計画推進役として、牛木副委員長を中心として調査団派遣部会の方々に実際的な計画をお願いして、無事その職責を果すことができたと思う。

具体的には現地での計画ならびに交渉を Shearn Delamore & Co.の Dato Kandan 弁護士に神田藤博委員を通じてお願いし、また、Ram Rais & Partners の Jayaram 弁護士との交渉は前田厚司委員をお願いした。この Kandan 氏および Jayaram 氏とは、現地で大変お世話になったので、彼等のことを中心に小生の個人的な印象を述べてみたいと思う。

Kandan 氏とは約 10 年前アジア弁理士協会 (APAA) の理事会がクアラルンプールで開催された時に、マレーシア部会の部会長である同氏に会ったのが初めてである。その後、どこかの国で開かれる総会または理事会で会っているが、いつも互いに挨拶をかわす程度で、特に個人的に親しい間柄ではなかった。しかしながら、今回調査団派遣に関し、現地で世話になり親しくさせて戴いた。

同氏は現在 Shearn 事務所の所長は引退しているが、APAA 本部の executive vice-president として IP 法の分野では未だ国際的に活躍しておられ、同国における実力者として、この分野では顔も広く、今回は特に特許庁との連絡ならびに案内をお願いして大変お世話になった。

また、Shearn Delamore 事務所訪問時には Kandan 氏の他に IP 部門の長である Wong Sai Fong 氏および副である Karen Abraham 氏が出席され、有意義な議論をすることができた。夕食には同氏よりバナナリーフ食に招かれた。バナナリーフ食というのは、インド風の料理であり、料理は皿に入れて出されるのであるが、バナナの葉の上に料理をスプーン等で自分でとり、それを手で食べるのである。例えば、ライスの上にチキンカレーをのせ、右手で混ぜて、右手で食べるのである。小生は実はスプーンで食べたかったのであるが、隣に Kandan 氏がおり、こうして混ぜるんだと指導されると、それに従わざるを得ず、なんだか変な気分ではあったが、貴重な体験でもあった。

Jayaram 氏と初めて会ったのは、もう約 30 年くらい前であったと思うが、APAA の第 3 回理事会がソウルで開催された時である。小生も未だ若くて初めての国際会議出席であったが、同氏もまた若く、美しい夫人同伴であった。後

で聞くところによるとハニームーンを兼ねての出席だったそうである。その後、どこかの会議で 10 数回も会っており、お互いにそれなりの歳を重ねているが、スリムな体型は昔そのものである。同氏の Ram Rais 事務所もまた活発に活動しており、Kandan 氏と同様にマレーシアの IP 法分野での実力者である。

マレーシアで感じたことは、多民族国家であり、それぞれが協調して活動していることである。すなわち、人種的には大別するとマレー系 (マジョリティー)、インド系、中国系等であり、特に IP 法の分野ではインド系の活躍がめだつが、各事務所ですべての人種の方々が協調して働いているようである。しかしながら、我々日本人として感じるものは、人種により宗教が異なるだけでなく、これに応じて食事や飲料について違いがあるということである。例えばマレー系の人々は主としてイスラム教であるため、豚肉は食べずまたアルコール類は全くだめで、またインド系の人々は主としてヒンズー教であるために、牛肉は食べないがアルコール類は OK であり、更に中国系は全て OK という具合である。このため、パーティーはビュッフェスタイルで各人がその宗教に応じて食べ、かつ飲んでいるようである。

またマレーシアを始め、東南アジアで感じることは、IP 法の分野では女性の進出が著しいことである。例えばフィリピンやシンガポールでは長官は女性であり、マレーシアでも特許局の高官には女性が多いようであり、また、弁護士も女性が多数いるようである。その理由は正確には不明であるが、恐らくこのような職業は女性にむいていることその他に、製造業等においては未だ狭き門であるということであろうか。

### 4. マレーシア知財局訪問

上杉 浩

#### 4-1 知財局訪問

我々海外協力委員会マレーシア派遣調査団のメンバーは、1月16日10:00、現地でコーディネーター役をお願いしていた Shearn Delamore & Co.事務所のカンダン氏 (Dato Kandan) 並びに彼の事務所のスタッフと共に、マレーシア知財局を訪問した。知財局というのは、Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs (DTCA) という省の中の Intellectual Property Division という一部局である。知財局の入っているビルに到着後、まず、33 階の会議室に通され、ここで副局長のイドゥリス・ジュニード (Idris Junid) 氏の他、審査官など 6~7 名の知財局職員に迎えられた。残念ながら知財局の局長は、所用のため出席できないとのことだった。

懇談は、副局長からの挨拶、飯田団長の挨拶、出席者の自己紹介のあと、予めこちら側から用意してカンダン氏経由で知財局に送ってあった質問について、副局長及び各法律の担当者から回答を頂くという形で進んだ。予め質問を送ってあったこともあって回答は統計資料なども使った具体的な内容に及び、マレーシアの知的所有権を巡る現在の状況を知る有益な情報が得られた。なお、質問の具体的な内容や回答については、本稿の最後にまとめて記載する。

予め用意した質問への回答が済むと、派遣団の各メンバーと知財局職員との間で個別に懇談が始まり、派遣団側から個別に興味ある事項を聞いたり、知財局側からも日本の制度について色々な質問が寄せられていた。特に、筆者の近くでは、商標の具体的な事例に関連して活発な議論が行われていたようである。

その後、記念撮影のあと、同じビルの別の階にある色々な部署を見学させて貰った。仕事の性質上、手作業も多いようだったが、部署によってはコンピュータ化がかなり進んでいるところもあった。

#### 4-2 ロイヤル・セランゴール・クラブ

知財局訪問の後、派遣団側の招待で、知財局の副局長と懇談に出席して頂いた職員を招待して、昼食を兼ねた懇親会を開いた。場所は、知財局のあるビルからほど近い場所にあるロイヤル・セランゴール・クラブという会員制のクラブだった。このクラブの会員であるカンダン氏の紹介で、このクラブを利用させて頂くことになった。このクラブは、英国の植民地時代から続いている由緒ある場所とのことで、内部は長い歴史と伝統を感じさせる独特の雰囲気があった。また、窓の外には大きなボクシング競技場があり、緑色の見事な芝生が広がっていた。このような社交クラブは日本ではあまり例がないので（筆者が知らないだけかもしれないが）、筆者にとって貴重な体験だった。ここでのランチはピュッフェ形式（日本でいうバイキング形式）で、普通の料理もあったが、中心はマレーシア料理だった。このような場所だったためか、和やかな雰囲気の中での食事・歓談となった。

#### 4-3 結 び

マレーシアは、長らく英国の植民地だったため、工業所有権制度に関しても英国の影響が色濃く残っている。しかし、近年、国を挙げて各種産業、特にIT関連分野における発展を押し進めており、これと歩調を合わせるように、工業所有権関連法の改正が相次いでいる。この中で、工業所

有権関連法も次第に英国の影響から脱し、自国の状況に合った独自の内容に変わりつつあるという印象を持った。また、WTOへの加盟は済んでおり、PCTへの加盟も間近とのことであり、我々日本の工業所有権関係者とマレーシアとの関係は、今後一層増して行くであろうと予想される。

マレーシアでは、中国系、マレー系、インド系の主要3民族が、それぞれの文化・宗教を互いに尊重しあって平和的に共存している。それぞれの民族特有の言語はあるが、共通語は英語である。知財局で職員と議論するときやロイヤル・セランゴール・クラブで歓談するときは当然英語であるが、タクシーに乗っても、町で道を聞いても、一般に皆一様に英語に堪能である。英国の植民地であったことも当然影響しているだろうが、異なる民族が互いにコミュニケーションをとらなければ共存できないという差し迫った状況で、教育界がリーダーシップをとって英語教育を押し進めたこともあったのだろうと想像される。国内にあってすでに国際化の波に直面していたとも言える。

翻って我が国の現状を考えるに、中学から長い間英語教育を受けているにも拘わらず、平均的な英語能力は国際的に見るとかなり低いようである。国際化とは単に英語ができることではないとも言われるが、現実問題として、英語が障害となって十分なコミュニケーションが図れないという状況は、自分を省みても多くある。

今回、マレーシアへ行って、研修生として日本へやって来た知財関係者と再会したり、新たな知己を得て、彼の地の工業所有権制度について多くのことを勉強させてもらったが、それだけでなく、マレーシアそのものが、日本及び日本人が国際化してゆくときのヒントを与えてくれているという印象を持った。

#### 4-4 知財局への質問と回答

##### ・ 全体的な質問

- Q1. 知財局職員は何人ですか。そのうち審査官は何人ですか。  
A. 特許の審査官は18人、方式を審査する審査官は6人です。
- Q2. 審査官になるために必要な資格はどのようなものですか。  
A. 少なくとも、科学又は工学の学位を持っていることが必要です。
- Q3. 工業所有権各法の近年の出願数と、そのうち外国からの出願が占める割合を教えてください。  
A. (次表参照)

表1 Patent &amp; utility innovation applications received (1 Oct. 1986 - 31 Dec. 2000)

No.	country/year	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	Total	%
1	AUSTRALIA	18	181	61	62	57	69	76	104	129	138	155	151	106	85	116	1,508	2.75%
2	GERMANY	17	129	81	105	160	135	126	176	192	262	419	485	485	530	542	3,844	7.00%
3	JAPAN	62	665	301	331	357	376	301	388	682	830	1,335	1,276	1,276	1,178	1,278	10,636	19.38%
4	MALAYSIA	29	71	73	84	92	106	151	198	223	185	221	193	193	218	206	2,243	4.09%
5	NETHERLANDS	12	68	47	39	55	58	73	68	84	124	210	176	176	189	180	1,559	2.84%
6	R.O.KOREA	-	4	6	26	62	74	40	43	50	82	174	151	151	101	98	1,062	1.93%
7	SWITZERLAND	12	191	64	52	62	64	73	72	76	93	160	175	175	220	204	1,693	3.08%
8	TAIWAN	1	16	21	39	56	90	95	128	148	183	249	165	165	113	168	1,637	2.98%
9	UTD.KINGDOM	38	378	189	186	221	211	215	293	334	319	348	382	382	343	324	4,163	7.58%
10	U.S.AMERICA	44	1,232	580	747	912	995	992	1119	1234	1,527	1,779	2,157	2,157	2,154	2203	19,832	36.13%
11	OTHERS	29	331	197	216	271	249	268	293	435	433	525	1,145	697	715	909	6,713	12.23%
	Total	262	3,266	1,620	1,887	2,305	2,427	2410	2882	3587	4176	5,575	6,456	5,963	5,846	6,228	54,890	100.00%

表2 Application for recent years

	1998	1999	2000
Patent Application	5,907	5,795	6,118
Utility Innovation Application	56	48	40
%Application from Overseas"	95%	95%	95%

Q4. マレーシアでは、近年、工業所有権各法の改正が相次いでおりますが、それらについて共通する趣旨あるいは目的はありますか。

A. 主として、TRIPs 協定を順守することです。

・特許法についての質問

Q1. マレーシアでは、マレー語だけでなく英語での出願が可能ということですが、英語で出願した場合、その後に出願人が特に行わなければならない手続きはありますか。

A. 特に手続きは必要ありません。

Q2. 緊急の場合などに、日本人が日本語で特許出願できる可能性はありますか。

A. いえ、日本語での出願はできません。

Q3. 特許要件として最も基本的な新規性について、マレーシア特許法では自国での行為と他国での行為を区別していませんが、他国で新規性喪失行為があった場合には、その証明は難しいと思われませんが、この点に関して問題はありますか。

A. おっしゃる通り、新規性のサーチについては、自国での行為と他国での行為を区別していません。実務上は、米国特許庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、オーストラリア特許庁、PAJ (Patent Abstract of Japan) から提供される先行技術情報に基づいてサーチを行っています。

Q4. 貴国には「簡易審査 (Modified Examination)」という制度がありますが、その概略について教えてください。

A. 出願人は、まず願書を提出し、出願日決定のための審査を受けます。この際、様式1 (ユーティリティ・イノベーション (日本の実用新案に相当) の場合は様式14) の願書、説明、クレーム、料金を提出します。次に予備審査が行われ、その後、実体的な審査に移ります。出願人は、出願から2年以内に、米国特許、英国特許、ヨーロッパ特許、オーストラリア特許のうちのいずれかについて、証明書付きのコピーを提出しなければなりません。そして、クレームを、上記いずれかの国で特許されたクレームに合わせて補正します。その結果、マレーシアで特許されると、侵害者に対して法廷で争うことができます。

Q5. 簡易審査制度に対して、対応事例が認められる国が、米国、英国、オーストラリア、ヨーロッパ特許庁だけとなっているのはどのような理由からですか。

A. これらの国は英語での出願が可能であり、また、出願から4年以内に特許される可能性が高いからです。

Q6. 貴国において、審査促進に資する制度にはどのようなものがありますか。

A. 前述の簡易審査制度です。

Q7. 現在の貴国の特許法で、ソフトウェア関連の発明が特許で保護される可能性はありますか。

A. ソフトウェアそのものはマレーシアでは特許されませんが、そのソフトウェア関連発明が技術的な特徴と関連あるもの場合は、マレーシア特許法でも特許される可能性があります。

Q8. マレーシアでは、特許権の存続期間は、特許から15年で満了すると聞いています。一方、マレーシアはWTOに加盟しており、そのTRIPs協定では出願から20年の存続期間を義務づけています。近い将来、この矛盾を解消する

予定はありますか。

A. マレーシアでは最近、TRIPs 協定を遵守するよう特許法を改正し、特許権の存続期間を、出願日から 20 年としました。

. 実用新案法についての質問

Q1. マレーシアでは、特許法の保護客体と実用新案法の保護客体に差異はありますか。

A. マレーシアでは、ユーティリティー・イノベーション (Utility Innovation) についても特許法の下で保護され、実用新案法というような、特許法とは別の法律はありません。

Q2. 日本には実用新案法があり、その存在理由は、発明ほど高度ではない技術を保護することにあるとされていますが、登録のための要件は、実際には発明と同じように取り扱われています。この点について、マレーシアでは、発明とユーティリティー・イノベーションとの間に違いはありますか。

A. マレーシアでは、ユーティリティー・イノベーション出願は、進歩性及び産業上の利用可能性は要求されず、新規性の審査が行われるだけです。

Q3. 少し前に改正された日本の実用新案法では、実用新案登録出願は、実体審査を経ずに登録される代わりに、存続期間が大幅に短縮されました。その結果、実用新案登録出願の件数は大幅に減少しました。マレーシアにおけるユーティリティー・イノベーションの割合はどの程度ですか。

A. ユーティリティー・イノベーション出願は、特許出願全体のうちの 1% 以下であり、毎年減少しています。その出願の大部分は、マレーシア人によるものです。

. 商標法についての質問

Q1. マレーシアでは、最近の商標法の改正 (1997 年 12 月発効) で、サービスマークも商標法の下で保護されることになったようですが、改正が行われた際、混乱は生じませんでしたか。

A. 1997 年から施行されている改正商標法で、サービスマークの登録が可能となりました。施行前に、すべての商品、役務が含まれているかどうか、未知の商品、役務がないかどうかなど、準備段階ではかなり大変でした。

Q2. 貴国には証明標 (certification mark) という制度があるようですが、その概略について教えてください。

A. 証明標は、基本的に規格マーク (standard mark) であって、その商品やサービスの原産地、材料などを証明するためのマークです。証明標の所有者は、通常自ら業務を行うのではなく、他人の業務に係る商品やサービスを証明するものです。

Q3. 日本では、最近の改正で立体商標が保護対象に加えられました。マレーシアでは立体商標は保護されるでしょうか。また、マレーシア特有の保護対象はありますか。

A. マレーシアでも、基本的に、三次元的な対象物も登録の対象となります。通常は二次元的に表示したもので出願します。

Q4. 日本で周知な商標が存在した場合、このような商標がマレーシアでもそのまま保護される可能性はありますか。その場合、出願人はどのような手続きが必要となりますか。

A. これは非常に興味深い質問です。今のところ周知商標としての登録出願を受けたことはありません。出願段階では、周知商標も通常の商標と同じように出願し、それがもし周知商標である場合はその所有者が異議申し立てを行い、その後は裁判所に出訴することができます。

## 5. Ram Rais & Partners 訪問とディナー招待

前田厚司

### 5-1 Ram Rais & Partners の視察報告

1月16日午後、特許事務所である Ram Rais & Partners を視察した。同事務所はダウタウンにある古い事務所で、午前中視察した特許庁に同事務所から出願されたマレーシアで第 1 号の特許のパネルが置かれていたことからその古さが伺える。事務所内は、奥行が長く、一面の壁が本棚になっており、図書館のようであった。

まず、事務所の主要メンバーの紹介があり、予め送付してあった質問状に従って、事務所の概要、出願、所員の教育、訴訟、日本での研修の感想について、それぞれキャロライン・フランシス弁護士、ウェンディ・ラム・メイ・クアン弁護士、パラリーガルのスマ・ラマチャンドランさんより回答がなされ、質疑応答が行われた。また、A.S.チャンドラセガラム弁護士と所長のハリーラム・ジャヤラム弁護士のスピーチがあり、最後に当調査団の団長である飯田伸行副会長より挨拶がなされた。

#### 1. 事務所の概要

1920 年設立以来多くの工業所有権 (IP) 事件を取扱っている。IP 事件の割合は 65% で、そのうち 95% が海外からの登録業務で、5% が国内の出願・訴訟業務である。弁護士は 9 名で、そのうち特許エージェントは 3 名、商標エージェントは 4 名、意匠エージェントは 2 名である。

#### 2. 出 願

(1) 同事務所は、1999 年に特許庁に出願された特許出願 6,228 件のうち 14%、商標出願 8,903 件のうち 5% を扱っている。1999 年の特許・商標出願のうち、26% が日本、15%

が米国からの出願である。

(2) 日本その他の外国への出願は少ない。マレーシアの産業は外国ベースであり、ジョイントベンチャー会社が多く、親会社が IP 部門を世話している。例えば、日本の大企業を例にすれば、マレーシアでなされた発明は、マレーシアの事務所で処理するのではなく、親会社のマレーシア部門が日本出願するために処理している。そして、日本からの多くの出願を当事務所で処理している。

(3) 工業意匠部門は 1999 年から始めた。出願は少ないが、日本からの出願が多い。日本からの自動車意匠は、マス・フィット (mass fit)、マス・マッチ (mass match) を考慮していない。特許庁から、拒絶されたことがある。

(4) 地理的表示法 (geographical indication act) や半導体集積回路保護法等の多くの IP 関連登録法が整備されている。TRIPS 協定による商標法等の改正も行われている。

(5) 日本からの出願は、翻訳のためか、優先権の期限の直前に出願指示がある。特許庁は夜間受付けや電子出願がないのでいつも受け付けているわけではない。タイムリーな出願指示が望まれる。

(6) 特許・商標の審査の遅延が問題になっている。最初の審査レポートおよびその後の審査レポートを受け取るまでが遅い。その理由は、出願が多い (6,000 件) わりに、審査官が少ない (商標 26 名、特許 12 名) ことである。しかし、ストリームライン化するための努力がなされている。商標の分類毎に、また発明の分野毎に審査官のばらつきがあり均一性がなく、ある分野では多いが他の分野では少ないことも原因になっている。

### 3. 所員の教育

同事務所内では、レベル別の教育を行っている。ジュニアスタッフに対しては、マンスリーミーティングの一部において最新のプラクティス、判例等の説明をおこなっている。ミドルレベルのパラリーガルには、ワークショップトレーニングを行うとともに、ADSM、MIPA、APAA 等の協会に 1 人参加させている。同事務所はクアラルンプールで最良の図書館とも言われるほど、膨大な書籍を所有しており、これも教育源になっている。

### 4. 質疑応答

Q1. (箱田) 特許庁を訪問した際、マレーシアにはいわゆる third party observation のような制度はないといわれたが、継続中出願を無効にしたい場合どのような手段が利用できるか？

A. 継続出願の内容は秘密状態であるので、第三者が継続出願を監視するには、6 カ月または 1 年ごとに特許庁

に行って継続出願のインデックスカードを検索し、そこに記載された発明の名称、優先権 (先の出願の出願番号、出願日等) 等の限られた情報しか利用できない。

Q2. (箱田) 無効にすべきマレーシア特許出願が分かっている場合、その先行技術を審査官に提出できるか？

A (回答になっていない部分があるがそのまま記載する) 特許法には規定はないが、登録官 (registrar) の注意を引くのを妨げるものではない。審査官は新規性を喪失するような従来技術に注意するので、登録官または特定の審査官に従来技術が利用できることを知らせることができる。その後、出願が公報に掲載されるまで待って、登録されたか失効したかを調べることができる。現在、審査期間は 5 年なので、1995 年に出願された国際出願は何かのアクションがかかっている。したがって、5 年の期間を監視すべきである。

Q3. (前田) 意匠出願を行うとき部分意匠として出願することができるか？

A. 特徴が破線で強調された部分意匠の出願を試みたことがあるが、そのような出願を維持することができなかった。このような出願は受理できないので、破線を実線に代えるよう要求された。

Q4. (中山) マレーシアの法律には発明の定義はあるか？ ビジネスモデル方法の特許性についての質問である。

A. ビジネス方法はマレーシアでは新しい発見である。アメリカや日本ではビジネス方法が特許されていることを知っている。マレーシアでは発明の定義はビジネス方法を含むほど広くはない。ビジネス方法の保護は 1 対 1 の契約で保護されてきた。ビジネス方法はコンピュータソフトウェアとして著作権で保護している。特許法は厳格な解釈をしているので、ビジネスメソッドを発明に含めることができない。

Q5. (沼形) ビジネスに関係することですが、出願件数を審査官 (18 人) の数で割ると、審査官は一生懸命働いていることになる。95% が外国からの出願とのことですが、これらは全て弁護士、弁理士が取扱うのか？

A. その通り。例外として、稀なケースであるが、米国のプリストルマイルス等はマレーシアに事務所をもって直接マレーシア出願をしている。特許出願手続きは各国毎に異なっており、マレーシアでは、出願ごとに書類が整っているかどうかを調べなければならず、整っていない場合は放棄されることになる。出願人はこのような危険性をもっているため、マレーシアの特許事務所を利用す

るほうがよい。当事務所は特許出願の 14%を扱っているが、件数からいってもよいビジネスになっている。当事務所は日本の大企業から日本の代理人を通さずに直接出願を依頼されている。出願だけでなく、契約等の依頼も受けている。

## 5. 訴訟

(1) 当事務所の訴訟件数は 250 件/年であり、商標、著作権、特許、意匠の IP のほか、異議・審判を含む様々な訴訟を扱っている。IP では、65%が外国事件で、残りはローカルである。

(2) マレーシアには 9,000 人の弁護士がおり、人口は 2,200 万人である。したがって、弁護士 1 人当たり 2,400 人で十分であり、工業所有権の事件は少ないことから、代理人の問題はとくにない。

## 6. 日本での研修の感想

日本での研修の良かった点としては、研修内容が包括的であり、日本だけでなく一般的な IP システムのオーバービューを与えてくれたことである。悪い点は、言葉の問題でスピーカとコミュニケーションがとりにくいことである。また、参加者にビギナーもあり、彼らにとっては何をやっているか分からない。そこで、日本に来る前に参加者にもっと詳しいプログラムリストを与えて準備できるようにすることを提案する。また、スピーカに他の国の専門家の参加者を入れて、知識交換できるようにしてはどうか。資料が重くかさばるので、編集し、できればディスクットに入れてほしい。

### 5-2 ディナーの報告

1 月 18 日の夕刻、ルネッサンスホテルで、特許事務所で最初に訪問した Ram Rais & Partners からディナーに招待された。最終日とあって調査団の一部の人が帰国されるので時間があまりなかったが、A.S.チャンドラセガラム弁護士の思いがけない日本論等のスピーチがあって、なごやかな雰囲気であった。

## 6. Shearn Delamore & Co.訪問とバナナリーフディナー招待

井上 一

### 6-1 SHEARN DELAMORE&Co.への訪問

#### 1. 事務所での質疑応答

質疑応答は、予め用意した質問状に従って、17:00 から約 1 時間に亘って、当事務所の大会議室にて実施された。

#### (1) 事務所のプロフィール

当事務所は、IP に関してマレーシア最大の法律事務所である。

事務所全体で 26 人のパートナーを含む約 320 人のスタッフを擁している。事務所は 1902 年設立で、IP 部門は 35 年前に設立された。

2000 年末から Mr.S.F.Wong が IP 部門のリーダーであり、彼は実務経験 22 年のベテランである。NO.2 は Ms.Karen Abrham で、IP 部門のパートナーはこの両名である。2 名のパートナーは弁護士でありかつ特許、工業意匠及び商標のエージェントでもある。日本の弁理士にとって著名な Mr.Dato V.L. Kandon は、現在 IP 部門のコンサルタントである。

IP 部門には、2 名のパートナー以外に、15 名の弁護士、4 名のテクニカルアシスタント（弁護士でなくテクニカルバックグラウンドを持ったスタッフ）、75 名のスタッフ（パラリーガル、セクレタリー及びクラーク含む）が配属されている。

なお、マレーシアでパテントエージェントになるのにテクニカルなバックグラウンドは不要で、弁護士であって実務・経験を積みあげればエージェントの資格が得られる。

当事務所は、マレーシアの事務所の中では、特許、工業意匠、商標共に最大の出願件数を誇っている。依頼件数の多い国としては、米国、ドイツ、日本がトップスリーであり、当事務所経由の外国出願は、ヨーロッパ向けが多くなっている。

日本からの出願について、特に困っていることはないとのことである。

#### (2) マレーシアの IP に関する話題

特許出願は年間 6,000 件ほどで、最近伸びている分野は化学関係で、米国からの出願が目立っている。ちなみに外国からの出願の 40%は、化学関係の出願とのことである。

マレーシア特許法では、実体審査の形式として、通常審査 (Normal or Full Examination) と修正審査 (Modified Examination) とがある。特許出願人は、いずれかの形式の実体審査を選択して、マレーシア出願時から 2 年以内に出願審査請求しなければならない。修正審査とは、米国、EPO、オーストラリアまたは英国の特許庁にて登録された対応出願のクレームと同一クレームに補正して実体審査を受けることである。従って、上記 4 つの特許庁のいずれかで特許を発行していることが条件となる。ただし、特許の発行を待つために、審査請求期限はさらに 2 年延長可能である。修正審査では、オフィシャルフィーが安く、審査期間が短くなる利点があるが、クレームを対応外国特許に一致させる制約がある。通常審査にはそのような制約がない反面、審査期間が長くなる欠点があり、オフィシャルフィーは減

額されない。また、通常審査では、上記 4 つの特許庁でのサーチ結果、審査結果などの提出が審査協力として求められる。なお、審査促進のためのシステムは法律上存在しない。ただし、緊急性の理由、例えば他人がクレームに係る物品を製造しているなどの理由を示せば、優先して審査することは可能とのことである。

IP 訴訟は過去数年で増加傾向にある。特許権に基づく差し止めと損害賠償の訴訟もあり、IP 訴訟の 20%は外国の顧客のケースである。なお、高等裁判所のルールが改正され、訴訟期間は 2 年程度に短縮されることが期待されている。

訴訟を扱う者は、Advocate & Solicitor である。特許、工業意匠、商標のエージェントは、裁判所にて訴訟活動を行うことはできない。

マレーシアでの弁護士資格を取得するには、司法試験にパスすることは不要で、指定大学の法学部を卒業することで弁護士適格が認められる。毎年 2000 人の弁護士適格者が誕生している。指定大学卒業以外の者は、司法試験にパスすることで弁護士適格が認められる。この試験の合格率は 25%程度である。

当事務所はマレーシアでは第 1 級の法律事務所なので、トップレベルの弁護士が就職を希望し、リクルートは容易とのことである。

訴訟事件でやっかいなものは、事件自体が複雑な場合であったり、エキスパート、証人がマレーシア人では頼りにならず外国人に頼る場合などとのことである。

マレーシアでは、工業所有権の登録は、権利行使のためのスタートポイントに立つための必要事項であって、権利行使上、裁判所での有効性の判断に耐えるものでなければならぬ。特に工業意匠は方式審査のみで登録されるので、裁判所にて有効性が争われた時には、その有効性を立証する必要がある。著名商標なども、裁判所にて保護に値する著名性を立証する必要がある。特許の場合は比較的タフな審査を耐えて登録されるので、他と比べれば有効性は担保され易い。

## 2. 事務所ツアー

質疑応答の終了後、事務所ツアーが実施された。米国の法律事務所と同じく、フロアの周囲に沿って区分けされた弁護士の個室が並んでいた。各個室の前には秘書が一人ずつ配置され、中央には事務スペースが設けられていた。弁護士の個室はほとんどガラス張りであり、アトニーの各部屋には黒の法衣がかけられ、訴訟書類が山積みされていた。中央の事務スペースの所員は女性が多く、弁護士も含めて女性の社会進出度の高さが感じられた。

## 6-2 バナナリーフディナー

18:00 Shearan Delamore & Co.の弁護士 14~15 名と一緒に、事務所から徒歩 2 分程のレストランに移動した。このレストランは、1F が現地人の来客で賑やかな比較のカジュアルなレストランであり、2F の一室を借り切ってディナーパーティーが開催された。

名物料理であるバナナリーフディナー (Banana Leaf Dinner) を堪能した。このディナーは、バナナの葉の上に、マレーシア料理をじかに載せて食べるもので、辛い食事が多かった。現地の弁護士は、フォークやスプーンを使わずに、慣れた手で器用に料理を口に運んでいた。

2F の部屋にテーブルを 2 列に並べて対面形式で着席し、日本人の隣には現地弁護士が着席して、様々な話題で盛り上がった。上着を脱ぎ、ネクタイを外して自由にトークができ、形式ばらない非常に楽しいディナーであった。現地弁護士の中には若手も多く参加され、日本の若手? との間で、アフターファイブの過ごし方など生活習慣の異同についても話が弾んでいた。

## 7. MIPA 訪問と昼食会招待

沼形義彰

1月17日(水) 10:00~12:00

MIPA (Malaysian Intellectual Property Association) を訪問した。MIPA のオフィスで、MIPA の President である Mr. Mohamad Bustaman Abdullah により、資料に基づいて、MIPA の機構、活動内容及び Malaysia の IP に関する説明があり、質疑応答がなされた。近くの Private Club で昼食を共にした。

## 8. AOTS と MINDS と JPAA との JOINT SEMINAR とディナー

箱田 篤

### 8-1 ジョイントセミナー

1月17日 15:00~18:30 我々派遣団とマレーシアの AOTS 及び MINDS とのジョイントセミナーをヒルトンホテルの会議室で開催した。

司会を箱田委員が務め、下記の順でセミナーを進めた。

- (1) 挨拶と開会の辞 (飯田伸行)
- (2) 日本側プレゼンテーション
  - (a) 日本における商標及びそれに関連する事項について (藤田雅彦)
  - (b) 日本におけるビジネスモデル特許の取り扱いについて (前田厚司)
  - (c) 新弁理士法について (中山健一)
- (3) マレーシア側プレゼンテーション

(d) マレーシアにおける模造品取締りについての努力について

(e) マレーシアにおける特許及び意匠についての最近のトピックスについて

#### (4) 質疑応答

#### (5) 閉会の辞 (Dato V. L. kandan)

マレーシア側の参加者は、50 名程度であったが、皆熱心にセミナーを受講しており、プレゼンテーション終了後の質疑応答は、日本側への質問のみならず、マレーシア側へのマレーシア人からの質問も出て盛況であった。

### 8-2 マレーシア側プレゼンテーションの概要

(d) マレーシアにおける模造品取締りについての努力について Mr. Teo Bong Kwang: AOTS

(i) 模造品取締りに関する法制は、商標法 (1976 年)、Trade Description 法 (1972 年: 登録商標と未登録商標が対象) 及び著作権法 (1987 年) である。

(ii) 商標法に基づく保護を受けるには、商標権者は、商標侵害の事実及び/又はパッシング オフの事実を証明しなければならない。

(iii) 著作権法に基づく救済には、民事上及び刑事上の救済があり、刑事上の救済を受ける場合には、著作権者は、Enforcement Division に訴状を提出することが必要である。Enforcement Division は、Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs に属し、著作権法及び Trade Description 法に基づく刑事的防衛について任されている。

(iv) 著作権特別 task force が 1999 年 4 月 1 日に設けられた。この task force は、著作権侵害を抑制し、これと戦い、撲滅するために設けられたものであり、Enforcement Committee、Legislation Committee 及び Educational and Publicity Committee のサブコミッティーを有する。

(v) 1999 年 4 月 1 日～2000 年 10 月 31 日の間に、著作権に基づいて 152 件、Trade Description 法に基づいて 693 件についてアクションがとられた。又、著作権特別 task force は、3 つの製造プラントを急襲し、CD、CD-ROM 及び VCD の製造施設や製品約 3,400 万マレーシアドル(RM)を没収した。

(e) マレーシアにおける特許及び意匠についての最近のトピックスについて Mr. P. Kandiah: MINDS

(i) ビジネスモデル特許の取り扱いについて、特許庁は、なんのアナウンスもガイドラインも公表していないので、その取り扱いについては不明確である。特許法では、ビジネスを行う規則や方法を特許付与の対象から除いているが、

特許庁は、情報を処理し、取り扱う方法の発明をマレーシア特許 111089 号として認めている。

(ii) 微生物に関連するバイオテクノロジー発明について、マレーシアでは特許を付与することになっている。しかしながら、マレーシアはプタペスト条約を批准しておらず、寄託された微生物を受け取る機関もないので、この辺の整備が必要である。

(iii) 植物及び動物の品種は、特許付与の対象から除かれている。

(iv) 森林における天然資源の保護の重要性が増加しており、マレーシア政府は生物多様性についての新規則を制定しようとしているが、その詳細は不明である。

(v) ヒト及び動物の治療方法や診断方法は、特許付与の対象から除かれており、ヨーロッパで広く認められているスイスタイプの use claim で対応しているが、マレーシアでこのようなタイプのクレームが認められるかについて疑問が投げかけられている。

(vi) マレーシア独自の意匠法が 1999 年 9 月 1 日付けで発効し、英国の登録意匠に基づく旧来の法律による保護が終了した。この新しい意匠法により、マレーシアのデザイナーは以前より意匠法による保護を得やすくなった。2000 年度の意匠出願件数は以下の通りである。

国名	意匠出願件数	%
マレーシア	234	30.5
日本	170	22.2
USA	125	16.3
オランダ	35	4.6
シンガポール	35	4.6
その他	168	21.8
合計	767	100

### 8-3 日本における商標及びそれに関連する事項について

藤田雅彦

日本商標法についての紹介を行った内容としては、日本での商標システム、統計及び最近のトピックスの 3 点であった。

日本での商標システムについては、商標の定義、先願主義・審査主義・登録主義を説明し、また、統計については近年の日本での商標出願・登録のデータを紹介した。一方、最近のトピックスとしては不正競争防止法及び商標法によって争われた Levi's vs. EDWIN 事件と初のドメインネーム判決として注目を集めている jaccs.co.jp 事件の論点・判旨について説明を行った。

マレーシアの商標制度との相違を踏まえて説明を行ったが、短い時間であったこと、マレーシアから日本への出願

は少ないこともあり、さほど多くの質問は参加者からはなかった。なお、Levi's vs. EDWIN 事件については、ジーンズのステッチに関する判旨に追加して「数字」をめぐる判旨についても説明を行った。

一方、マレーシア側の Presentation で記録すべき点は以下の通りである（詳細はレジメ参照）

(1)「マレーシアでの模倣品対策」

民事・刑事双方の対応が可能

TDO (The Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs) 内に enforcement 部門が存在

著作権法では 3copies 以上は著作権侵害

法改正で CD の製造にはライセンスを義務づけ

(2)「マレーシア意匠法の成立」

存続期間などはレジメ参照

問題点...優先権主張時の原出願との僅かな相違に対する objection, 費用

8-4 日本におけるビジネスモデル特許の取り扱いについて 前田厚司

2000 年 12 月 28 日に改正された日本の審査基準のうちビジネス関連発明に関する審査基準について説明した。質疑応答では、主に商標関連の質問が多く、ビジネス関連発明については参加者の関心の薄さのためか、質問が出なかった。主な説明事項は次の通り。

1. 日本の特許法における発明の取り扱い

ビジネス方法は特許法上の発明か否か、プログラムのカテゴリーは物か方法かの 2 つの問題があることを説明した。これらの問題は、法改正でなく、審査基準を改正することで解決したことを説明した。

2. ビジネス関連発明に関する日本特許庁の動向

三極特許庁会合の比較研究、確認事項、審査基準改訂案の公表、パブリックコメントの募集、ビジネス方法の特許に関する Q & A の公表等、最近の特許庁の一連の動向を説明した。

3. 「産業上利用することができる発明」の改訂審査基準の概要

ビジネスを行う方法それ自体は、自然法則を利用していないので発明に該当しないことを説明した。また、その事例をいくつか説明した。

4. 「コンピュータソフトウェア関連発明」の改訂審査基準の概要

(1) 明細書の記載要件

プログラムは物の発明として請求項に記載できるよう

になったことを説明した。

人間がステップを実行するのかコンピュータがステップを実行するのか不明である場合は、発明が明確でないといわれることを説明した。

(2) 特許要件

特許法上の発明に該当するソフトウェアは、そのソフトウェアによる上方処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているものであることを説明した。事例をいくつか説明した。

ビジネス分野に関する常識とコンピュータ技術分野の技術常識を有するものが進歩性の判断主体になることを説明した。

5. 改訂審査基準の適用時期

2000 年 12 月 28 日以降に審査が行われるものについて適用されること、プログラムクレームは 2001 年 1 月 10 日から可能であることを説明した。

8-5 新弁理士法について 中山健一

1. 本年 1 月 6 日から弁理士法の改正法が発効となったが、主要な改正点は以下の通り。

- (1) 登録維持要件の緩和 国内住所要件の廃止
- (2) 支部設置の自由化 海外支部設置も可能
- (3) 特許業務法人
- (4) 工業所有権侵害訴訟での役割の増大

2. これらの改正は、日本における司法制度改革の一環であり、将来的には、弁理士による知的財産権に対する侵害訴訟での代理が認められることが望まれる。

持ち時間が短かったので、海外の代理人が特に興味のあるような改正点に的を絞ってのプレゼンテーションとした。弁理士になるための要件等についての質問がでた。

8-6 AOTS 研修生を招いてのレセプション 功力妙子

1. 場所：ヒルトンホテル クアラルンプール

日時：2001 年 1 月 17 (水) PM6:45 ~ 9:00

出席者：過去 6 年間に来日した AOTS 研修生

2. 会場の情景

当海外協力委員会では、6 年前から毎年各国を訪問し、ODA 予算で来日し、日本弁理士会（海外協力委員会）が担当する特許実務、意匠実務及び商標実務の講義を受けた AOTS 研修生を招待してパーティーを行っている。この招待パーティーは、日本弁理士会とのパイプ役となるであろう各研修生の帰国後における活躍はどのようであるか、日本における研修はどのように活かされているか等を見極め

ることを目的とするとともに、旧交をも暖めようとするものである。

今回の招待パーティーは、1月17日の夜、本委員会とMIPA（マレーシア弁理士会）とのジョイントセミナー終了後に、過去6年間にAOTS研修生として来日した人々を招待してPM6:45より同じヒルトンホテルの宴会場においてbuffet形式で開催された。マレーシアの研修生は今年までに約100名である。そこで、日本サイドは、招待者100名の予算で現地の世話人へ研修生の招待を依頼しておいたが、実際の出席者は約40名程度であった。出発直前の慌ただしい打ち合わせによる行き違いのため、現地の世話人が招待者の人数を制限したためであった。

さて、当初、我々サイドが正式に入場口において各招待者をお迎えし、全員が揃った時点で挨拶をして開催するとのスケジュールをたて、さらに、パーティーの余興として委員全員で歌う予定で、早朝、当委員会の持ち歌である「上を向いて歩こう」の歌詞をわざわざ日本弁理士会事務局の佐藤氏からFAXして頂いていた。

しかしながら、事態は全く予想しない状況で進行した。我々が宴会場に到着した時はすでに招待者が入場し、各自自由に食事を召し上がっていた。その後も招待者は自由に入場するとすぐ食事を始められた。これぞ、欧米スタイルのパーティーであった。我々も急遽予定変更、もう各自自由に形式にとらわれないことにした。

パーティー出席者の中にも多くの女性が頭にスカーフをかぶり、男女とも酒は全く飲まず、ただ静かに食事をし、静かに会話を楽しみ、満腹すると、「ご招待有り難う。又、お会いしましょうね。」との挨拶の後、三々五々帰宅された。酒のないパーティーはすべて静かに肅々と進行し、とうとう余興をする暇も持ち歌の登場する機会も訪れなかった。

なるほど、マレーシアは全人口の60%以上がイスラム教徒であるということを実感させられたパーティーであった。

しかしながら、各研修生はいずれも日本における研修を懐かしみ、又、各自の仕事にとって日本のIP分野を理解出来たことは大変有意義であったこと、さらに、日本弁理士会が担当する講義科目の実務研修及び歓迎パーティーにおいて、多くの日本の弁理士と知り合えたことを静かに喜ばれていた。我々委員も久しぶりに静かなパーティーを楽しむことが出来た。

## 9. MDC 訪問

牛木 護

当初今回窓口の一つであるSkrine法律事務所には、調査団の訪問先として裁判所か、模倣品を取り締まる経済警察

訪問を希望したのであるが、彼らの強い薦めで国際的に注目されているマルチメディア・スーパー・コリドー（MSC）を主催するマルチメディア・デベロプメント・コーポレーション（MDC）を訪問することになった。MDCが知的所有権の分野でも今後活躍が期待されているというのが推薦理由の一つであった。MSCはマレーシア政府の全面的な支援のもとに1996年に始まり2020年まで続く国家プロジェクトである。現在、幅15km、長さ50kmの地域内に情報技術及びマルチメディア産業を発展させるための実験の場を提供している。この地域の北はクアラルンプールの中心地にある世界一高いツインタワー（ペトロナスツインタワー）から南は新クアラルンプール国際空港まで伸びている。

2つの新しいインテリジェント・シティ（ブトラジャヤ及びサイバージャヤ）がMSC内にオープンした。ブトラジャヤは国家政府機関を移転した新行政都市であり、一方サイバージャヤは1997年7月にインフラが整い世界のトップクラスのマルチメディア企業にとっての基地となりつつある新総合都市である。サイバージャヤ市はクアラルンプールよりバスで約1時間半かかる。我々は、18日宿泊先のマングリンオリエンタルホテルを7:30に出て、9:00行政庁の集まるブトラジャヤ（Putrajaya）市に到着し、首相公邸とイスラム会堂を見学し、10:30隣のサイバージャヤ（Cyberjaya）市にあるMDCを訪問した。約1時間の訪問では、MDC副会長Dato Ahmad Bakri Shabdinの歓迎の挨拶があり、この中で、Shabdin氏は、マレーシアはマルチメディアスーパーコリドー計画ビジョン2020（2020年までにマレーシアを先進国入りさせるための国家的なビジョンとして産業構造を製造業からコンピュータ・ソフトウェアなどの知識集約産業中心へシフトさせるため世界的な通信企業などを誘致する構想）の達成に向け国家的な事業として、2年前に開設された。日本からはNTT、NECや富士通などが参加している。調査団よりの質問として、世界的な企業が進出してここに一時的に住所を設けてしまうと、開発した発明を母国で先に出願したときはマレーシア政府の許可をもらわなければ処罰（約US\$5600.00の罰金または2年以下の懲役）されるという規定は企業誘致の妨げにならないか、と聞いたのに対し、副会長に同伴してきた知財部担当者より、マレーシアはPCTに加盟したのでPCT出願をすればよいとの回答。次に、NTTよりの出向社員の鈴江タカシ氏（Info Structure Unit Manager）により、プレゼンテーションソフトによるMDCの具体的な活動内容が説明された。進出企業は最高10年間法人税免除、通信費も日本より格段に安いのが印象的であった。また、MSCにお

けるその他の優遇措置には 100%外資による全社保有を認める, 知的所有権の保護とサイバー法の分野ではアジア地域のリーダーとなることをあげていた。

## 10. SKRINE 事務所訪問 神田藤博

### 10-1 訪問の理由

この事務所は, マレーシアにおける有力な特許関係法律事務所であること, また本調査団の受け入れ国側のリエゾン役を依頼できないか問い合わせ, 受諾の回答を得たが, 1月18日の日程を除き, 他の事務所にリエゾン役を依頼することとなった経緯等を経て訪問先として決定された。

### 10-2 訪問日時等

2001年1月18日(木)のCyberview Lodge (Cyberjaya)における昼食後に, SKRINE 事務所パートナーの案内により, 調査団全員がバスで移動し(約30分), 訪問した。同事務所へ到着後, 快適な空調の会議室において事務所の概略説明を聞き質疑応答を行った後, 所内を見学した。事務所滞在時間は, 約2時間であった。

### 10-3 面会者

SKRINE 事務所の訪問の際に面会した事務所側の主なる人物は次の通り。

Mr. Lee Tatt Boon (Partner), Ms. Charmayne Ong Poh Yin (Partner), Mr. Ambiga Sreenevasan (Partner), Mr. Chen Kah Leng (Partner), Mr. Wong Chong Wah (Partner), Mr. Chew Yu Shen (Advocate & Solicitor), Mr. Lim Pui Keng (Advocate & Solicitor), Mr. Kuek Pei Yee (Advocate & Solicitor), Mr. Eow Khean Fatt (Advocate & Solicitor)。

### 10-4 事務所所在地等

SKRINE 事務所は, クアラルンプールの中心部から数 km 程の建物が密集しない緑の多い地域の新しい中高層ビルの 8 - 10 階に位置し, 連絡宛先等は次の通り。

連絡先: Unit No. 50-8-1, 8th Floor, Wisma UOA  
Damansara, 50, Jaran Dungun, Damansara  
Heights, 50490 Kuala Lumpur,  
P.O. Box 10987, 50732 Kuala Lumpur, Malaysia  
Telephone: 603-2548111,  
Telefax: 603-2543211,  
E-mail: skrine@skrineco.com

### 10-5 事務所の歴史

クアラルンプールにおける SKRINE 事務所の実務は, 案内書によれば, 1963年5月に, Mr. John Skrine 等により始められ, 急速に成長し, 現在, マレーシアの大事務所の 1 つである。元パートナーは 元首相の Mr. Tun Hussein Onn, 及び副大臣の Dato Ales Lee を含む。

### 10-6 事務所の構成

SKRINE 事務所は, 訴訟部, 法人及び不動産部, 知的財産部, 遺言検認及び管理部により構成されている。顧客の複雑なニーズに応えるためチームアプローチが取られる。資格のある図書館員が包括的な図書の手世をしている。事務所は, 言語処理機器, コンピュータ化された会計支払いシステム, ファックス, 光学走査機器を含む最新の技術的支援システムを有している。案内書によるとパートナーが 26 人, 顧問が 3 人, 上級リーガルアシスタントが 8 人, リーガルアシスタントが 45 人である。

### 10-7 調査団の質問に対する回答

調査団から事前に送付した質問に対しては, SKRINE 事務所訪問の際の質疑の時間にパートナーの Lee Tatt Boon 氏より口頭で次のような回答があった。

- (1) 弁護士数は, 約 80 人
- (2) 所員数は, 約 320 人
- (3) 年間特許出願件数は, 約 500 件
- (4) 年間訴訟取扱件数は, 約 200 件  
訴訟の依頼者の約 50% が外国人
- (5) 特許訴訟は, 弁護士と弁理士の両者が代理
- (6) 訴訟手続における問題点は, 書類のマレーシア語への翻訳が必要

### 10-8 所内見学の感想

事務所は, 市の中心部から離れた緑の多い地域に建てられた中高層ビルの複数階に位置され, 移転後 4 年程ということであり, 広く整理されており, 外部の暑さに拘わらず適度な空調がなされ, 快適な事務所であるという印象を持った。パートナーの執務する個室, 分厚い仲裁ファイル, 比較的大きな仲裁室等が印象に残った。

(原稿受領 2001.7.13)